

おかやま高梁川流域ぼっけーうめえ農マルシェ運営等業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

温暖な気候と高梁川によってもたらされる豊かで清らかな水、肥沃な土壤の恵みを受けた、高梁川流域圏域（以下、圏域）の農林水産品等の魅力を圏域内外に情報発信するとともに、その良さを伝えることを通じて、販路拡大・誘客に結び付けることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 おかやま高梁川流域ぼっけーうめえ農マルシェ運営等業務
- (2) 履行場所 倉敷市文化産業局農林水産部農林水産課
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年10月31日まで
- (4) 業務内容 別紙「おかやま高梁川流域ぼっけーうめえ農マルシェ運営等業務委託仕様書」のとおり

3 実施形式 公募型

4 見積限度額 2,506,900円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施スケジュール

スケジュールは次のとおり

- (1) 企画提案募集開始 令和7年6月5日（木）
- (2) 参加表明書提出期限 6月16日（月）
- (3) 質問書提出期限（電子メールによる） 6月20日（金）
- (4) 質問に対する回答日（農林水産課ホームページ） 6月23日（月）
- (5) 企画提案書提出期限 7月7日（月）
- (6) 審査会（プレゼンテーション） 7月10日（木）
- (7) 審査結果の通知・発表 7月11日（金）
- (8) 契約締結 7月中旬

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていないこと。
- (2) 募集開始から受託者が決定するまでの間において、倉敷市における指名停止または指名保留期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。
- (4) 本業務に関し、各種法令に基づく必要な許可、認可、免許等を受けていること。（業務の一部を再委託する場合は、再委託先が当該許認可等を受けていること。）
- (5) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体等であり、かつ、宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 賦課されている全ての税（国税、県税、市税等）に滞納がないこと。
- (7) 参加表明書を定められた期限までに提出していること。
- (8) 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有していること。

7 参加表明書の受付

- (1) 参加表明書提出期限
令和7年6月16日（月）17時15分
- (2) 提出方法
持参もしくは郵送（期限必着）
受付時間は8時30分から17時15分までとする。ただし、土・日・祝日を除く。
- (3) 提出部数
1部
(【様式1】参加表明書及び参加表明書に記載している添付書類)
- (4) 提出先

〒710-8565 倉敷市西中新田640

倉敷市農林水産課地産地消推進係（本庁舎7階）

(5) その他

本社が支店・営業所へ参加表明書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合は、必ず委任状を添付すること。

8 質問の受付及び回答

質問について、下記のとおり受け付ける。

なお、参加表明書を提出していない団体等については、質問を受け付けない。

(1) 質問等の受付及び提出場所並びに方法

提案書の提出にあたって質問等があれば、【様式4】質問書により提出すること。

電子メールで倉敷市農林水産課地産地消推進係へ提出し、電話で到着を確認のこと。

(電子メールアドレス：agfrfs@city.kurashiki.okayama.jp)

(2) 受付期限

令和7年6月20日（金）17時15分

(3) 回答日

令和7年6月23日（月）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、集約したものを倉敷市農林水産課のホームページに公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者のみに回答する。なお、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(農林水産課ホームページ：<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/nosui/>)

9 企画提案書等提出

(1) 提出方法

持参もしくは郵送

(2) 提出先

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

倉敷市農林水産課地産地消推進係（本庁舎7階）

※ 提出された書類は返却しない。

※ 応募書類等の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出期限

令和7年7月7日（月）17時15分まで

(4) 提出部数

正本1部、副本6部

(5) 提出書類

① 企画提案書

ア 【様式5】企画提案書の提出について

イ 企画提案書【様式は任意】

- ・ 企画提案書は、それぞれに商号または名称を記入すること。
- ・ 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- ・ 企画提案書に記載すべき事項については、次のとおりとする。

(ア) 設営から撤去までの作業スケジュール表

(イ) イベント会場図・配置図

(ウ) 誘客施策（ポップ・説明資料等）の内容

(エ) 広報の方法

(オ) 各ブースでの販売体制

② 【様式6】見積書 ※押印必要

- ・ 本業務に係る見積書を提出すること。
- ・ 費用の算出については、本業務の遂行に必要なすべての経費を含むものとする。
- ・ 提案内容と見積内容に著しい不整合がある場合には選定しないことがある。
- ・ 委託料の上限額を超える見積書を提出したものは選定しない。

③ その他

ア 見積書内容内訳明細書【様式は任意】

※ 提案内容に示された業務に係る経費のそれぞれの積算内訳（数量を含む）が分かるように作成すること。

- イ 会社概要（会社のパンフレット等）
- ウ 【様式7】予定責任者の経歴等調書
- エ 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有することを証する書類（契約書等の写し）

10 選定方法

（1）審査の方法

- ① 本プロポーザルに係る審査は、倉敷市職員で構成した審査会にて実施する。
- ② 審査は、提案者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーション及び審査会は非公開とする。
- ③ 審査の結果、配点100点満点で、得点60点を下回る提案者については、原則、業務受託候補者及び次点の選定対象外とする。
- ④ 提案者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審査により上位3者程度を選定する。

（2）プレゼンテーション審査

- ① 実施日時 令和7年7月10日（木） ※詳細な日程は、別途提案者に通知する。
- ② 実施場所 別途提案者に通知する。
- ③ 実施時間 約25分（提案説明15分以内、質疑応答10分程度）
- ④ 出席者 3名以内
- ⑤ その他 応募時の提出書類に基づいたプレゼンテーション内容とし、追加の提案や資料配布は認めない。また、パソコンやプロジェクター等の機材の使用は認めない。また、原則として、企画から制作までに携わるものがプレゼンテーションを行うこと。

（3）評価基準及び選定方法

審査会は、別途「おかやま高梁川流域ぼっけーうめえ農マルシェ運営等業務提案評価基準書」により評価し、評価点数の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の者を第2交渉権者として選定する。

（4）審査結果通知

選定結果については、令和7年7月11日（金）中に、優先交渉権者、第2交渉権者

及び選出されなかった提案者に対し、参加表明書に記入されたFAX番号もしくはメールアドレス宛に通知を行う。（予定）

なお、審査結果に対する異議等は一切受け付けない。

（5）辞退等

次の場合は、優先交渉権者の選定を取り消し、次点の第2交渉権者が業務受託候補者とする。

- ① 優先交渉権者が「参加辞退表明書」（様式8）を提出した場合。
- ② 委託契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が、入札参加業者登録名簿の登録を取り消され、または入札参加資格制限を受けた場合。
- ③ 委託契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が応募時において参加資格を有していなかったことが判明した場合、または参加資格を満たさなくなった場合。
- ④ 委託する使用内容に係る倉敷市と優先交渉権者の協議が調わなかった場合。

11 委託契約の締結

本業務は、原則として、優先交渉権者に委託することとする。

委託する使用内容は、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、倉敷市と優先交渉権者の間で協議のうえ、合意した後に委託契約を締結する。

※業務受託候補者として選定された者は、選定後、指定する期限までに下記の書類を提出するものとする。

- ・国税納税証明書
- ・岡山県税納税証明書（県外の事業者の場合は、所在地の都道府県の納税証明書）
- ・倉敷市税納税証明書（市外の事業者の場合は、所在地の市区町村の納税証明書）
- ・登記簿謄本
- ・許認可証等の写し（行政庁の許認可等が必要なもの）

12 失格事由

- （1）故意に審査員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- （2）提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。
- （3）本募集要領等に従っていない場合。

- (4) 2件以上の企画提案書を提出した場合。
- (5) その他、企画提案者として適切でない行為をしたと審査会が判断した場合。

13 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (2) 事業成果、著作権等は倉敷市に帰属する。
- (3) 企画提案書の作成及び提出、プレゼンテーション等に関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに「参加辞退表明書」（様式8）により倉敷市に報告すること。
- (5) 参加表明書及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ① 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加表明書及び企画提案書
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案書
 - ③ 虚偽の内容と認められる記載がされている企画提案書
 - ④ 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
 - ⑤ その他、不適切と判断された場合
- (6) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。
- (7) 見積金額が異常に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適当と認められる場合には、当該提案者から説明を求める場合がある。
- (8) 本企画提案に係る提出物は、本事業の審査以外では一切使用しない。ただし、採用提案は除く。また、第三者等に開示することは出来ないこととする。
- (9) 本業務を委託する相手方の決定については、選出業者を対象として市の内部手続を経て決定されるもので、提案者の選出結果をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

14 申込・提出・問い合わせ先

〒710-8565 倉敷市西中新田640

倉敷市役所 本庁7階 農林水産課地産地消推進係（担当：八木）

電 話：086-426-3425

FAX：086-421-1600

E-mail：agfrfs@city.kurashiki.okayama.jp